

中越国境を陸路で越える旅



出発目 月10日,12月8日

上記料金は大人お1人様2名1室ご利用の場合の旅行代金







• 実施



観光庁長官登録旅行業第1546号 国際航空運送協会(IATA)公認代理店日本旅行業協会(JATA)正会員

〒984-0015 仙台市若林区卸町4-3-1

総合旅行業務取扱管理者: 加藤 重雄

TEL: 022-232-8051 FAX: **022-232-8085** www.world-travel.co.jp

旅行条件

最少催行人数 10名様 朝5回・昼5回・夕5回 アシアナ航空OZ(エコノミークラス) 利用航空会社 利用予定ホテル スペーリアクラスホテル利用 仙台空港より、添乗員が全行程同行いたします。

1人部屋追加代金: 39,000円(5泊)

※国際航空保険/US8 $^{\text{H}}_{\text{U}} \times 2$ 回、国際燃油サーチャージ3,500円を別途請求させていただ

~中越国境を陸路で越える旅~

ベトナム (ハロン湾・バチャン村・ハノイ) と桂林・南寧をめぐる7日間

日程	地名	現地 時間	交通 機関	スケジュール		食 事 昼	
1	仙台 仁川 仁川	13:20 16:00 19:30	OZ151 OZ325	アジアナ航空(OZ)にてソウル (仁川)経由、桂林へ 着後、専用車にてホテルへ		機	機
	桂林	22:50	専用車	【桂林泊】		M	内
2	桂林	午前午後	舟 専用車	朝食後、山紫水明の世界、漓江下りをお楽しみください (竹江〜陽朔までの予定です) 西街散策と陽朔観光へ 【桂林泊】	0	0	0
3	桂林南寧	午前午後	専用車 (380 [‡] _□ 4.5h)	午前、【桂林市内観光】 象が水を飲んでいるように見える奇岩〇象鼻山、パンダにも会える市民の憩いの公園〇七星公園(パンダ館)など 午後、広西チワン族自治区の区都『南寧』へ 中国内陸部の田舎風景を見ながらのバスの旅 【南寧泊】	0	0	0
4	南寧 憑祥友誼関 国境越 ドンダン ハロン湾	午前午後	専用車 (190 ⁺ 2.5h) 国境越 専用車 (260 ⁺ 4.5h)	朝食後、ベトナム国境の町 憑祥友誼関 へ 着後、出国手続き後、 <mark>陸路ベトナム領ドンダン</mark> へ 入国手続き後、ベトナム側の専用バスにて乗り換えて ランソンの街を経由し、一路ハロン湾へ 到着後、夕食はベトナム海鮮料理でお楽しみください 【ハロン湾泊】	0	0	0
5	ハロン湾 バチャン村 ハノイ	午後	専用車	朝食後、海の桂林と呼ばれる数多くの奇岩が海上に乱立する世界遺産のハロン 湾クルーズをお楽しみください 昼食は、船上で海鮮バーベキューをご準備いたします その後、ハノイへ向います 途中、ホン河沿の陶磁器の村『バチャン村』へ 陶磁器工房を見学後、ハノイへ	0	0	0
6	ハノイ	終日 23:35	専用車 OZ734	一日、ハノイ市内観光 『ホーチミン廟、ホーチミンの家、バーディン広場一柱寺、36通り、ホアンキエム湖、文廟、ドンスアン市場、アオザイ服の専門店など』 夕食はベトナム料理のディナーショーです 夕食後、専用車にて空港へアジアナ航空(OZ)にてソウル(仁川)へ 【機内泊】	0	0	0
7	仁川 仁川 仙台	05:35 10:10 12:20	OZ152	着後、仁川空港内にてショッピングをお楽しみください 『免税店、韓国料理店、マッサージ店などをご利用ください』 その後、アシアナ航空(OZ)にて仙台へ 到着後、解散となります 〜お疲れ様でした〜	機内		

※上記スケジュールは現地交通事情などにより、一部変更が生じる場合があります。

■ご旅行条件(抜粋) 詳しい旅行条件を説明した書類をお渡しいたしますので事前にご確認の上お申し込み下さい。

●この書面は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面です。 旅行契約が成立したときは、同法第12条の5に定める契約書面の一部となりま

■募集型企画旅行契約

この旅行は、株式会社ワールドトラベル(観光庁長官登録旅行業第1546号 以下「当社」
といいます。)が企画し、実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)と締結することになります。 **藤介の申し込みと旅行契約の成立**所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、お1人様につき下図中込金を添えてお申し込みくだちい。旅行契約は、当社が契約を承諾し、申込金を受領した時に成立します。

申込金は旅行代金、取消金または違約料のそれぞれ一部または全部として取り扱います。

区 分	申込金 (お1人様)
旅行代金が30万円以上	50,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円以上30万円未満	30,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円未満	旅行代金まで

ます。この額は申込金、取消料および変更補償金を算出する際の基準となります。 ■旅行代金に含まれるもの (1) 旅行日程に記載した航空機、船舶、鉄道、バス等利用運送機関の運賃・料金(記載 のない限り、エコノミークラス利用)。 (2) 旅行日程に記載した高は日金・食事料金・観光料金(ガイド料・入場料)およびこ れらに付随する税・サービス料金(パンフレット等に特に記載がない限り、2人部屋に2人

れらに付随する税・サービス料金 (パンフレット等に特に記載がない限り、2人部屋に2人 すつの宿泊と基準とします)。 (3) お1人様スーツケース1個の手荷物運搬料金 (原則としてお1人様20kg以内) また一部の空港、駅、港、ホテルなどでボーターの人数が少ない場合や、いない等の理由により お客様自身で運搬していただくととかあります。 (4) 団代行動中のチップ (5) 新衛月4代キュースの場合の原行に、30世ャ3度時日

■旅行代金に含まれないもの 前項に記載したもの以外は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。 (1) 超過等が物料金 (2) クリーニング代、電報・電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対するチップ、 他追加飲食費等個人的性質の諸費用、各国航空税等 (3) 液筋手続限保護費用

(3) 波斯手級関係諸費用 (4) 希望者の今勢加されるイブションナルツアー (別途料金の小旅行) 代金 (5) 日本国内の空港施設使用料 (6) 日本国内におけるご自むから発着空港までの交通費、宿泊費 (7) 傷害・疾病に関する医療費等 (8) 海外旅行保険料 (任意保険)

■旅行契約の解除 お客様は次の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することが できます。なお、解除期日とは、お客様がお申し込み箇所の営業日・営業時間内に解除す る旨を申し出いただいた日とします。

旅行契約の解除期日	取消料(お1人様)		
[1]旅行開始日がピーク時のとき、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日から31日目に当たる日まで([2]~[4]に掲げる場合を除く)			
[2]旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日から3日目に当たる日まで([3]・[4]に掲げる場合を除く)	旅行代金の20%		
[3]旅行開始日の前々日以降([4]に掲げる場合を除く)	旅行代金の50%		
[4]旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%		

■当社の責任および免責事項
当社は当社または手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損
書を賠償します。ただし、損害発生の受日から起算して二年以内に当社に対して通知があったときに限ります。又、当社は手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して二十一日以内に当社に対して適田があったときに限りま客様一名につき十五万円と限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)として賠償します。但し、次のような場合は原則をして責任を負いません。天災、地変、既起、暴動、運送宿泊貯御の事故の変更もしくは中止。官公署の命令、出入国規制、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難等。
■お客様の受害

■基準日 この旅行条件は2009年3月1日現在の通貨・料金を基準としております。なお、旅行代金の 変更について定める当社約畝第13条の規定の適用に関しては、福運賃制であるIT(包括旅 行)運賃の適用を受ける旅行代金は、認可された幅の範囲内での航空運賃の増額または減 額による旅行後の変更はありません。 ■その他 当社は、1005年8000